

令和 8 年 5 月 1 5 日

海事局 国際油濁補償基金対策室

## 国際油濁補償基金第 30 回臨時総会等の結果概要

～基金関連事故の進捗状況等に関する議論が行われました～

令和 8 年 5 月 7 日（木）から 5 月 8 日（金）までの間、国際海事機関（IMO）本部（ロンドン）において、国際油濁補償基金（IOPCF）第 30 回臨時総会等が開催されました。今次会合では、基金に関連する油濁事故の進捗状況等に関する議論が行われました。

国際油濁補償基金（以下「基金」という。）は、タンカーの事故により巨額の油濁損害が発生した場合、被害者に対して迅速に補償を行うために設けられています。基金は、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者（石油元売事業者等）が負担する拠出金により運営されており、日本は主要拠出国の 1 つです。

なお、今次会合は、51 加盟国及びオブザーバー資格を有する国際機関・団体等が参加し、我が国からは、国土交通省、在英国日本国大使館、学識経験者、石油海事協会、（一社）日本船主協会、（公財）日本海事センター等の関係者が出席しました。

**主な結果**（詳細は別紙のとおり）

### 1. 基金に関連する事故・拠出

今次臨時総会では、複数の油濁事故について進捗報告及び議論が行われました。

### 2. 国際的な責任と補償体制に与える制裁の潜在的な影響

ロシア産原油等に関する制裁を逃れようとするタンカーにより、油濁事故リスクが懸念されていることに対し、欧州連合（EU）や英国によって追加制裁がなされていること、国際海事機関（IMO）第 113 回法律委員会において、これらの船舶への対処方針を検討する作業部会が設置され議論がなされ、旗国の管理能力の強化に向けた船舶登録ガイドラインが今後回章される予定であること等が共有されました。

### 3. 2010 年 HNS 条約について

ベルギー・ドイツ・オランダ・スウェーデンの 4 か国が「2010 年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約」（2010 年 HNS 条約）を批准の旨説明があり、これら 4 か国の批准により同条約は発効要件を充足する見通しです。HNS 貨物受取量に関する発効要件について、既に批准している 8 か国を含め、2025 年の受取量を本年 5 月 31 日以降 IMO 事務局で評価の上、全ての発効要件が充足された 18 か月後に発効（最短発効日は 2027 年 11 月 30 日）することとなります。



<問合せ先>

海事局 国際油濁補償基金対策室 日坂、小本

代表 03-5253-8111（内線 43-224）、03-5253-8631（直通）

## **別紙** 国際油濁補償基金第 30 回臨時総会等の主な審議結果

### **1. 基金に関連する事故・抛出**

基金に関連する複数の油濁事故について、進捗の報告及び議論が行われました。

この内、Agia Zoni II 号事案では、1992 年基金が被害者救済の観点から補償支払いを行った後、その一部について、ギリシャ国内の司法手続きに基づき代位回収が認められなかった事象がありました。本件は、IOPC 基金の補償実務及び財政運営の両面の論点を含んでいることから、我が国より、ギリシャの国内手続き規則は例外的なものではなく、事務局が将来の訴訟において 1992 年基金条約第 9 条第 1 項に基づく代位の可能性を検討する際、制限基金への請求の提出期限を含む関連国内手続きを特定することが重要であり、本事案を通じ今後の有益な教訓が得られることを求めました。他の加盟国より、本判決内容の精査や問題点の特定を求める意見もあり、次回会合において、基金事務局より検討結果が報告されることとなりました。

### **2. 国際的な責任と補償体制に与える制裁の潜在的な影響**

2022 年 12 月から日本を含む G 7、EU 及び有志国により取り組んでいる、一定価格を超えるロシア産原油等について海事関連サービス（P&I 保険、船級、金融サービス等）を認めないオイル・プライス・キャップ制度等による制裁を逃れようとする「シャドー・フリート」が関わる油濁事故のリスクが依然として懸念されていること、また、EU によるロシアの石油および石油製品のタンカーに対する追加制裁がなされていること等が事務局より報告されました。「シャドー・フリート」による油濁事故は、適切な保険が付されていないこと等により船主による補償がなされない事案となる可能性があり、そのような場合には、92CLC（※1）及び 92FC（※2）に基づいて、船舶所有者補償分も含めて基金による補償が行われる可能性があります。

基金事務局より、本年 4 月に開催された第 113 回 IMO 法律委員会において、不正登録船舶による不法行為への対策強化について議論され、旗国の管理能力の強化に向けた船舶登録ガイドラインが今後回章される予定などの進展が共有され、我が国からは、主要抛出国として 92 年 CLC 第 7 条に基づく義務や IMO 回章 LEG. 1/Circ. 16（※3）に基づく事項を遵守するよう、引き続き各加盟国や関係業界に対して呼びかけました。

引き続き、次回会合においても基金事務局より本件の状況が報告されることとなりました。

※1：1992 年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

※2：1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約

※3：保険証券受理における保険会社等の基準確認に関する指針

### **3. 2010年HNS条約について**

基金事務局より、2010年HNS条約の状況として、2026年4月の第113回IMO法律委員会の会期中にベルギー、ドイツ、オランダ、スウェーデンの4か国による同時批准がなされたことの報告がありました。本条約の発効要件について、締約国12か国（※4）及び総トン数については充足しており、HNS貨物受取量については2026年5月31日以降に締約国から提出される2025年受取量報告書をIMOが確認の上、要件が充足されれば18か月後に条約が発効（最短発効日は2027年11月30日）することとなる旨報告がありました。また、キプロス、フィンランド及びイタリアより、本条約の批准に向けた検討や国内プロセスが進められている旨の報告もありました。

なお、IMO事務局からは、4か国の同時批准への謝意とともに、条約発効後には推定6万5,000隻の船舶に対して保険等に関する締約国の証明書の発給が必要となることから、締約国の業務負担にも留意し、証明書が円滑に発給されるよう締約国間の戦略的アプローチが必要であることが強調されました。また、HNS基金をロンドンのIOPC基金と併置することなどの提案について、現実的かつ前向きなものとして支持されました。

※4：ベルギー、カナダ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スロバキア、南アフリカ、スウェーデン、トルコ

### **4. その他**

次回会合は本年10月19日の週に開催予定とし、当該期間中に監査委員選挙が施行されるとともに立候補者の推薦書の提出期限を7月31日とする旨通知されました。